

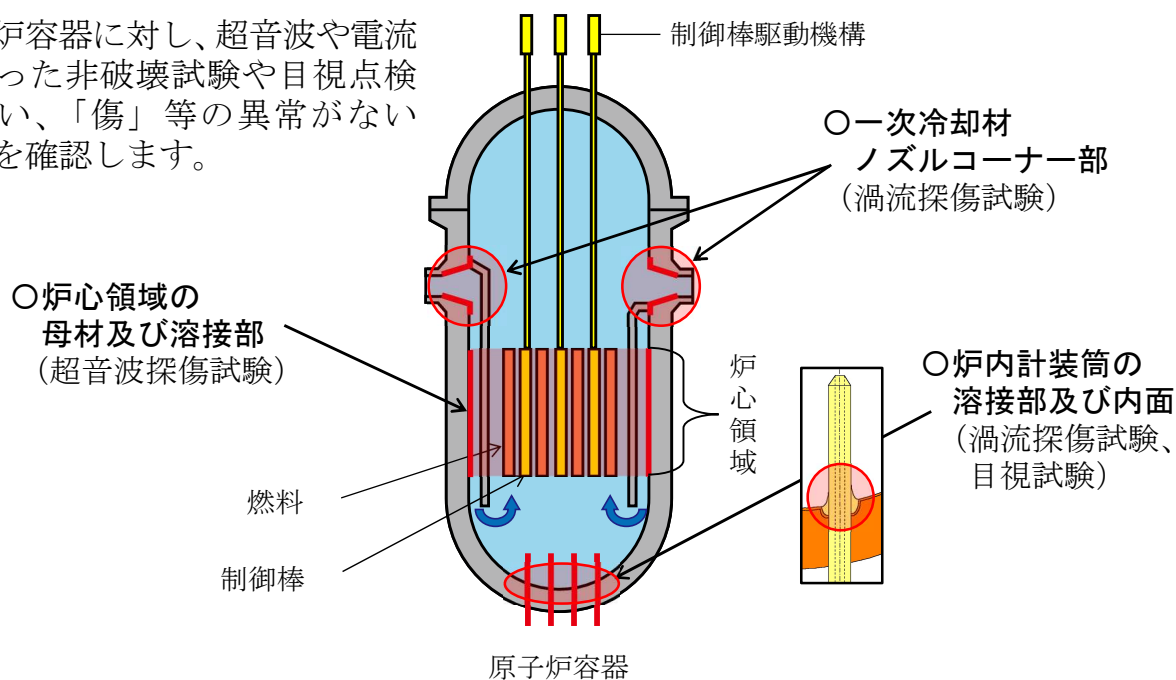
川内原子力発電所 1， 2 号機 特別点検について

今回の特別点検は、運転開始から 40 年を迎えるにあたり、取替えの難しい原子炉等の機器を対象として、運転開始 35 年以降に採取したデータについて詳細に確認、評価を実施します。

[特別点検の要求事項]

原子炉容器点検

原子炉容器に対し、超音波や電流を使った非破壊試験や目視点検を行い、「傷」等の異常がないことを確認します。



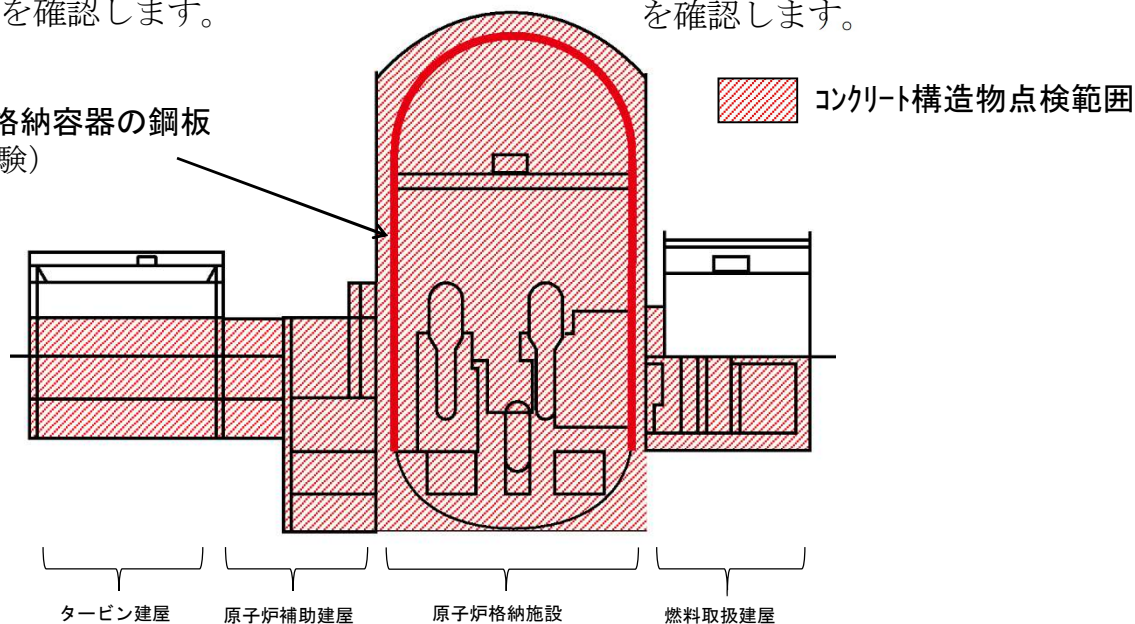
原子炉格納容器点検

原子炉格納容器の鋼板の内外表面に対し、目視点検を行い、「塗装のはがれ」や「腐食」等の異常がないことを確認します。

コンクリート構造物点検

原子炉格納施設等のコンクリート構造物からサンプルを採取し、「強度」や「遮蔽能力」等に影響がないことを確認します。

原子炉格納容器の鋼板
(目視試験)



○用語説明

・ 運転期間延長認可制度

40 年の運転期間について、原子力規制委員会の認可を受ければ、1 回に限り 20 年を超えない期間延長（最大 60 年運転）できる制度

・ 運転期間延長認可申請

運転期間を延長する場合は、運転開始後 40 年満了日の 1 年前までに、以下の添付書類とともに申請が必要

- 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検（特別点検）の結果
- 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果
- 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針

・ 炉心領域

燃料装荷されている状態での燃料最上部から最下部までの範囲

・ 炉内計装筒

原子炉内の核分裂によって生じる中性子の数を測定する検出器を挿入するために、原子炉容器底部に取り付けられた筒

・ 渦流探傷試験

表面の傷の検出に適しており、電流を流したコイルを検査物に近づけ、欠陥の存在によりコイルに流れる電流の変化により、傷を検出する非破壊検査手法

・ 超音波探傷試験

内部の傷の検出に適しており、検査物に超音波を当て、その超音波の反射の変化により、傷を検出する非破壊検査手法